## 町田都市計画地区計画計画書(参考)

『市計画』 名		†画を次のように決定する。(2007年9月2 多摩境駅前地区地区計画	26日町田市台	告示第282号)		
		多摩現駅前地区地区計画   町田市小山ヶ丘二丁目、三丁目、四丁目、五	一十月 水山町	アダーナニセーダーエルセーダー !	- 早久 州 内	
	面 積 約38.9ha			Jナー   一々、ナー   八々、ナー	万谷地门	
	区計画の目標	約38.9ha 本地区は、町田市の北西部に位置し、多摩ニュータウン建設の一環として、東京都が施行した相原・小山土地区画整理事業等により計画的な市街地整備が行われた地区である。本計画では、無秩序な市街化を未然に防止し、みどり豊かな住宅地の環境の形成と保全をしつつ、多摩ニュータウンの活力あるまちづくりに資するため、複合的機能の充実を目指し、業務核の形成に寄与する施設の誘導を図る。また、東京都景観計画に基づく丘陵地景観基本軸内に当該地区が位置することに留意し、良好な都市景観の形成に資する土地利用を図ることを目標とする。				
土地区画整理事業等の事業計画に基づき、位置、地形及び公共施設の整備記る。 また、地区計画の目標実現のため、敷地内のみどりや屋敷林など「身近なみとのネットワーク形成を図る。 「低層住宅地区」 戸建住宅を中心とした、良好な住環境の形成を図る。「中低層住宅地区」 幹線道路沿いの特性を生かしつつ、後背する低層住宅地区の環境の保全を表して任務をでは、の特性を生かしつか、後背する低層住宅地区の環境の保全を表して、ででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では			対林など「身近なみどり」と、公園・ この環境の保全を考慮し、中低層住宅 環境の調和が可能な研究施設、事務所 対応できる商業環境の形成を図る。 、売店舗、事務所等の誘導を図る。	樹林地・自然緑地など「まとま E地としての形成を図る。 f系施設等の誘致を図る。		
地区	施設の整備の方針	相原・小山土地区画整理事業等により適正配置・整備された公園、緑地の各施設の維持と保全を図る。 土地区画整理事業等による基盤整備の効果を失することのないよう敷地面積の最低限度を定め、過小宅地の発生を防止する。				
建築	物等の整備の方針	区分された各地区の特性に応じ、合理的な土地利用を図るため、それぞれ建築物の用途制限を定める。 開放感のある町並み景観及び良好な住環境の形成を図るため、壁面の位置の制限を行う。 みどり豊かな住宅地の環境の形成を図るため、垣又はさくは、生け垣やフェンスなど透視可能なものとするよう努める。				
	<u>位</u> 置 面積	町田市小山ヶ丘二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、小山町字二十三号、字二十八号、字三十一号各地内 約38.9ha				
地区	公園 公園	名称	*		積	備考
施設の		小山白山公園		約23,820㎡		2 箇所
規の配		小山多摩境公園	約 5, 96		3 0 m²	
置及				積	備考	
び	–	緑地				2箇所
	地区の 地区の名称 区 分 地区の面積	低層住宅地区 約3.9ha		中低層住宅地区     研究住居複合地区       約 0 . 6 ha     約 9 . 3 ha		X
	建築物等の用途の制限	(2)住戸又は住室の数が5以上の共同住宅	(1)事務所、飲食店又は物品販売業を営む店舗で、これら の用途に供する部分の床面積の合計が 500㎡を超える もの (2)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝 券発売所、場外車券売場その他これらに類す			村的場、勝馬投頭
	建築物の敷地面積の 最低限度	1 5 0 m <sup>2</sup>	150㎡		150m²	
<u>tt</u>		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境 界線までの距離は、1 m以上でなければならない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線 までの距離は、1 m以上でなければならない。 界線までの距離は、1 m以上でなければならない。 ただし、都市計画道路町3・4・25号線の境 線までの距離は、2 m以上でなければならない。			
建築物等		ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のとき。 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m以内のとき。 3 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下のとき。				
開してに関	地区の地区の名称	駅前地区		駅周辺地区	公共公園緑地地	
する	区 分 地区の面積	約7.1 ha 次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。		約1. 2 ha	約16.8ha	
画 事項	建築物等の用途の制限	除く。) 建築物 (2) 倉庫業を営む倉庫 (	以下のものを除 (2)マージャン!	製造業を営むもので床面積の合計が50m <く。) 屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売 5場その他これらに類するもの		
	建築物の敷地面積の 最低限度	1 5 0 m²	1 5 0 m²		5 0 0 m²	
		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路 界線までの距離は、2m以上でなければならない。 までの距離は、1m以上でなければならない。 界線までの距離は、2m以上でなければならない				
	壁面の位置の制限	ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のとき。 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のとき。 3 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下のとき。				
土地	の利用に関する事項	相原・小山土地区画整理事業により、敷地内に計画	が東半庫で軒の高さか 2.3 m以下のとき。 ・小山土地区画整理事業により、敷地内に計画的に保全する目的で残された緑地は、良好な都市環境を確保するため、その維持と保全を図る。ただし、活いて行う行為、その他市長が認めた行為についてはこの限りでない。			